



かわうち 議会だより

第213号

平成 29年 5月 1日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803

FAX (0240)38-2116

〒979-1292

双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24



▲平成29年第1回定例議会にて

～次の定例議会は6月に開かれます～
お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

* 傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

3月定例会

55億9,400万円 額は約71億1,900万円

踏まえ人口減少対策や地方創生策を具現化へ

合グラウンド改修事業の完成や米減額の要因は、除染事業の減少、総合グラウンド改修事業の完成や米減額の要因は、除染事業の減少、総復興を進め、人口減少対策や地方創生策を具現化するための各種事業に取り組んでいく。

平成29年度予算は、「第4次川内村総合計画」の最終年度の予算である。

○平成29年度当初予算

平成29年度一般会計・特別会計・補正予算など30議案を審査し原案のとおり可決しました。また、7日の議会初日には、6名の議員が質問を行いました。

○定例議会の概要

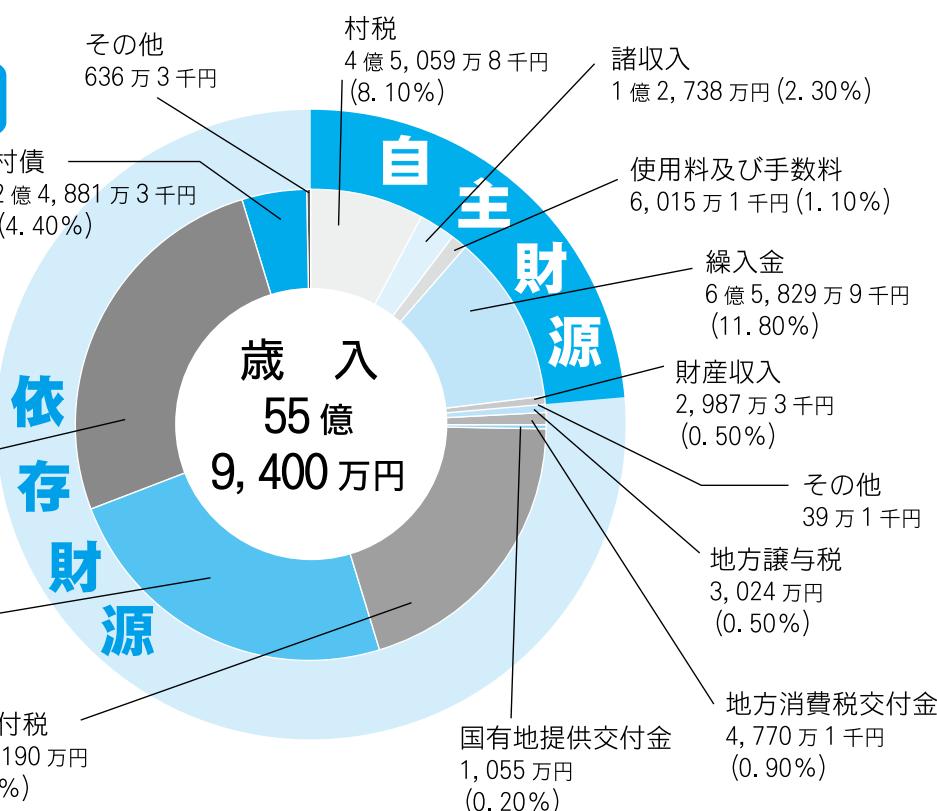
一般会計 岁入

自主財源 13億2,669万2千円 (23.8%)
依存財源 42億6,730万8千円 (76.2%)

県支出金
14億5,447万7千円
(26.00%)

国庫支出金
13億4,726万4千円
(24.10%)

地方交付税
11億2,190万円
(20.10%)



※自主財源：政府に依存しないで独自に調達できる財源で、村税・手数料・使用料寄付金など。

※依存財源：国や県の基準に基づいて交付されたり割り当てられる財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金・村債など。

一般会計は 特別会計を含む予算総

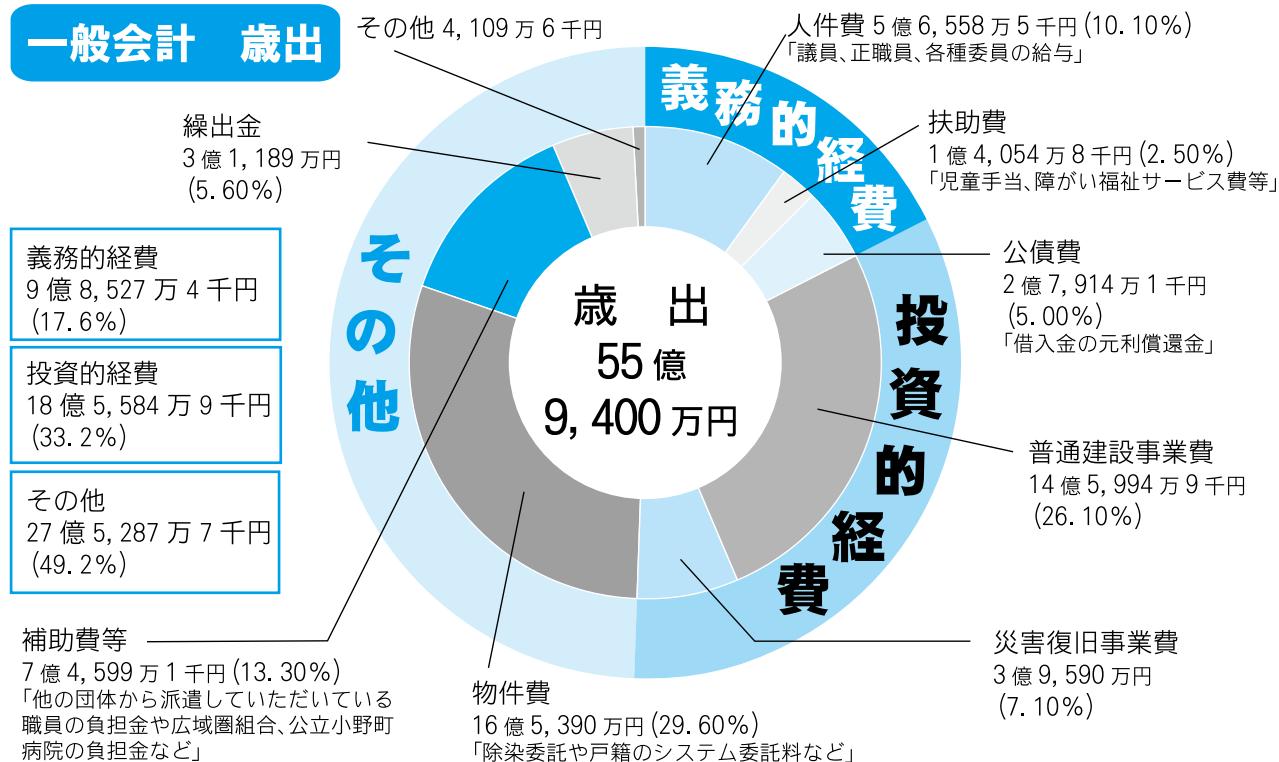
第4次総合計画最終年度 これまでの事業成果

歳入は、村税、地方消費税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等で増額を見込み、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債等は減額を見込んでいる。備蓄倉庫建設事業の事業費の減額など。

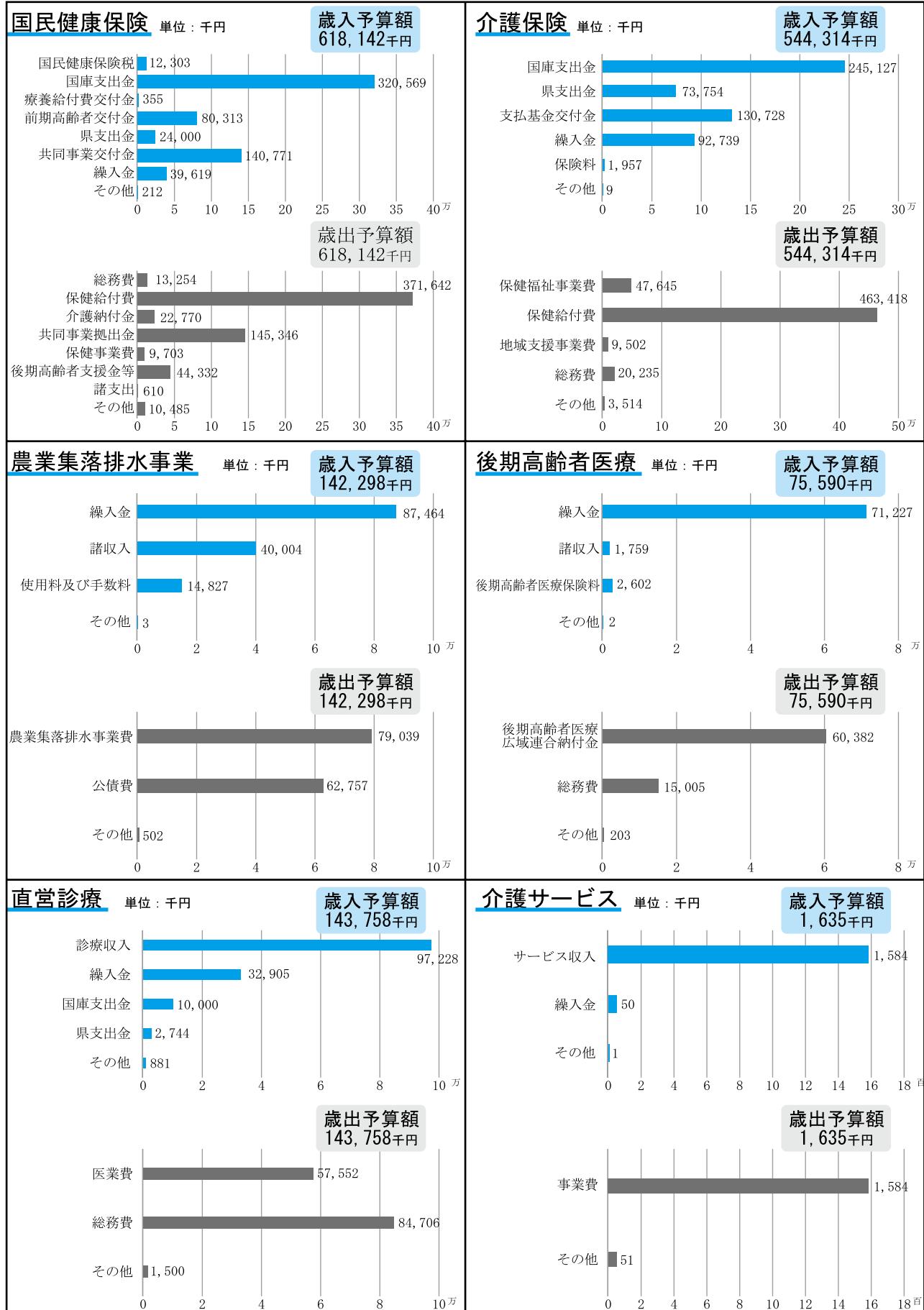
歳出は、第4次総合計画の5本の柱をもとに復興事業を中心とした予算で、主な継続事業として、除染事業、ふくしま森林再生事業、田ノ入工業団地整備事業など。

新規事業としては、ミニライスセンター整備事業、プレミアム商品券事業、防犯カメラ設置事業、健康ウォーキング遊歩道整備事業、わうちの湯源泉調査事業、仮設住宅改修事業、ワインまちづくり事業、定住促進に向けた事前調査事業、小中一貫教育に向けた教育環境整備事業、奨学金返還支援事業など。

性質別では、人件費や扶助費などの義務的経費が9億8,527万4千円、4千円、公共施設建設費などの投資的経費が18億5,584万9千円、国民健康保険特別会計予算などへの繰出金が3億1,189万円(5.60%)。



特別会計は15億2,573万7千円



可決された主な議案

条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

手当の支給要件の追加を行うもの。

(全員賛成で可決)

人 事

教育長任命の同意

引き続き秋元正氏（上川内中里）を適任者として全会一致で任命に同意。

任期は平成29年4月1日から3年

(全員賛成で同意)



あきもと
秋元
(上川内中里)
まさし
正氏

計 画

辺地総合整備計画の策定

地方税法の一部改正に伴う改正で、個人住民税に係る医療費控除の特例の創設や法人住民税の法人割の税率を改正するもの。また、軽自動車税の環境性能割の導入により、納稅義務者や賦課徵収の方法、税率や減免について、所要の改正を行うもの。

(全員賛成で可決)

川内村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

改正に伴う改正で、児童扶養

計画するものの。
(全員賛成で可決)

川内村若者定住化促進対策条例の一部を改正する条例

手当の支給要件の追加を行うもの。

(全員賛成で可決)

川内村税条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、育児をする子供の対象年齢を1歳から1歳6ヶ月まで延長するため改正を行うもの。

(全員賛成で可決)

川内村奨学資金の返還者で、帰村により住所を有して地域活動に参加し、償還を計画的に行っている方を対象として、その他の条件を満たした奨学金返還者に支援金を給付する所要の改正を行うもの。

(全員賛成で可決)

川内村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定

平成27年10月にマイナンバーカードが通知され、平成28年1月から施行されております。さらに7月から地方公共団体同士で情報のやり取りが開始されるため所要の改正を行いうるもの。

川内村仮設住宅の24棟48戸を村営の宮渡住宅として使用するため、新たに条例を制定するもの。

(全員賛成で可決)

川内村定住促進住宅条例の制定

平成29年度においても震災と原発事故による被災者した納税義務者に対して、村民税、国民健康保険税、介護保険料の減免措置をするもの。

(全員賛成で可決)

川内村地域創造基金条例の制定

原発事故に伴う村有林（分林業振興と住環境整備等に活用できるよう基金として積立てる条例を制定するもの。

(全員賛成で可決)

平成29年度東日本大震災等による被災者に対する村税等の減免に関する条例の制定

可決された主な議案

川内村教育委員会事務局の指導主事給与に関する条例

震災以降、児童生徒が激減する中で長期的かつ具体的な教育環境整備の検討と計画策定をするため、県教育庁より指導主事を配置するため、その指導主事の給与に関する条例を制定するもの。

(全員賛成で可決)

川内村農産物直売所の指定管理者の指定

本施設を株あぶくま川内に指定するもの。期間は平成29年4月1日から3年間。

(全員賛成で可決)

かわうち葬祭センターふるさとの指定管理者の指定

本施設を福島さくら農業協同組合に指定するもの。期間は平成29年4月1日から3年間。

歳出補正の主なもの

総務費

田ノ入工業団地造成工事、光ファイバー敷設工事で6億5,691万2千円減額、民間型アパート設置補助金3,000万円の減額、積立金の1億4,578万8千円の増額は、ふるさと応援モリタ口ウ基金と川内村広域的減容化のもの。

繰越明許費

年度内完成が見込めない10事業26億8,890万3千円を翌年度へ繰越す。

一般会計補正予算(第7号)

補正

いわなの郷・かわうちの湯・体験交流館の3施設を株あぶくま川内に再指定するものの。期間は平成29年4月1日から3年間。

たかやま俱楽部の指定管理者の指定

(全員賛成で可決)

歳入歳出それぞれ18億7,800万1千円を増額し、105億8,709万円とするもの。

本施設を企業組合かわうちとくさん指定管理するもの。

期間は平成29年4月1日から3年間。

(全員賛成で可決)

歳入補正の主なもの

災害公営住宅の低廉化事業補助金728万9千円増額、総合グラウンド改修、モニタリング検査委託、田ノ入工業

団地整備事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援事業の確定に伴い、あわせて5億2,584万4千円の減額、福島

584万4千円の減額、福島當農再開支援事業の確定で1億9,700万7千円の減額、

除染対策事業26億6,607万円の増額、被災児童生徒就学支援等特別交付金1,07

7万7千円の増額、広域的減容化施設影響緩和補助金1億円の増額、ふるさと応援モリタ口ウ寄附金が81件1,663万1千円の増額。

7万7千円の増額、広域的減容化施設影響緩和補助金1億円の増額、ふるさと応援モリタ口ウ寄附金が81件1,663万1千円の増額。

農林水産業費

福島県営農再開支援事業の確定により1億6,104万6千円の減、農業系汚染廃棄物処理委託事業3,700万円の減、管理耕作機器導入補助金1億3,629万3千円の減、たらの芽追加防除剤導入補助金748万9千円の減。

労働費

食品モニタリング検査事業の確定により1,395万1千円の減額。

民生費

障がい者自立支援拠点整備事業補助金1,062万9千円の減、災害救助費の遺族扶助金2,250万円の減額。

施設影響緩和基金への積立金、環境保全費は、高塙山管理棟修繕工事の未実施に伴う3,302万2千円の減額。

村政を問う

ここを質す

今定例会の一般質問は、3月7日に行いました。各議員6名から13件の通告があり、阿武隈風力発電事業や新役場庁舎建設について質しました。

各議員からの質問内容は、次のとおりです。

以下、質問と答弁を登壇した順にお知らせします。

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

一般質問の内容

通告順	議員	質問事項
1	坪井利之	1. 旧川内第三小学校跡地活用について P 7 2. 新役場庁舎建設について P 8 3. 小中一貫教育について P 8 4. 川内村の今後の復興について P 9
2	井出剛弘	1. 大平地区ワインブドウ栽培について P 9 2. 障がい者施設の継続について P 10
3	新妻幸子	1. 阿武隈地域風力発電事業について P 10 2. 川内村における医療体制について P 10
4	佐久間武雄	1. 阿武隈地域及び沿岸部風力発電構想について P 11
5	志田篤	1. 川内村帰還・生活再建支援金給付事業について P 11 2. 田ノ入工業団地造成工事について P 12
6	久保田裕樹	1. 川内村飲料水安全確保対策事業補助金交付対象世帯及び補助金の交付再開について P 13 2. 阿武隈風力発電事業について P 13

*今回の一般質問は、一問一答方式で行われ質問者の持ち時間は40分以内で、納得いくまで質問、答弁が繰り返し行われました。

答 第一行政区の皆様方には、地域の復興と再生のために献身的な取り組みをして頂いております。そして、新たな産業の導入としてのワインブドウ栽培事業に区民一体となられ、明るい希望が持てる活動を開催されておられます。旧第三小学校は、歴史ある伝統と思い出が詰まつた校舎でありましたが、解体せざるを得ない状況下におかれ、大変残念ではあります。『旧第三小学校跡地活用実現に向けた要望』がな

質 第一行政区は、震災後、震災前の原風景を取り戻そうと地域住民が一体となって地域づくりに取り組んでおります。また、旧川内第三小学校を拠点として様々な文化が生まれ地域振興して来た地域ですが、原発事故により校舎と体育館を取り壊されなければならない状況となりました。旧川内第三小学校跡地の活用につきましては、地域住民の要望を十分に取り入れながら跡地活用をして行くとの事でしたが、どのような跡地活用の構想があるのか、また、いつまでに構想を実現して行くつもりなのか伺います。



坪井利之 議員

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

されておりましたが、先般、遠藤区長と地域づくりについて協議させて頂いたところでござります。第一区の要望としては、運動広場、体験交流施設、地域交流や支援活動に訪れた皆様が宿泊できる施設等の整備でありました。村としても、地域の振興には必要な施設であることは認識しておりますので、村外に居住している川内村出身者に限らず広く全国の若手人材に対する魅力的な事業となり得る戦略を立て若手居住者の増加を図る施設整備が可能かどうかを第一区の皆様と協議をしながら検討して参りたいと考えております。なお、施設の整備を推進するには当然費用が必要になります。県の補助事業などを活用して財源の確保を図つて行かなければなりませんので、整備実施時期については今申し上げる状況ではありませんので、理解頂ければと存じます。

答 本村役場庁舎も建設してから47年が経過しております。役場庁舎の建設については、平成27年第1回議会定例会において渡辺一夫議員から「役場庁舎の建て替え計画について」としてご質問がありましたが、その際は、今後、検討委員会を立ち上げて検討してまいりたいと、答弁させて頂いております。その後、平成27年7月に副村長及び職員による「役場庁舎建設検討委員会」を設置して、

設の検討時期が来ているため、検討委員会を立ち上げて検討しているとの事ですが、検討委員会の進捗状況を伺います。また、昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建てられた不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事には、補助制度が設けられており早急な改修を求めるとの報道が有りましたが、現在の役場庁舎を新耐震基準で建て替える補助制度などは無いのか伺います。

これらを総合的に判断すると新庁舎建設の必要性を認めるものの、新庁舎建設準備検討委員会を立ち上げて、財源確保を模索しながらコミュニティセンターとの併設も含めた庁舎の在り方を検討すべきであるという報告が提出されています。また、坪井議員から耐震対策緊急促進事業の補助制度などの活用についてご提言がありましたが、財源の確保、役場庁舎とコミュニティセンターとの併設型、小中一貫校が実施した場合の廃校となる学校の再利活用などもありました。そのため、新たな新庁舎建設準備検討委員会を設置して役場庁舎建設に向けた方針を取りまとめるよう指示したところでございます。

私としては、その報告書を踏まえ、議会側と協議をさせていただきながら判断して参りたいと考えているところでございます。

質 小中一貫教育の方針は、教育環境の充実を目指すため、29年度に小中一貫教育を導入するための有識者による検討会を立ち上げるとの事ですが、川内村での小中一貫教育に取り組むメリットとデメリットを伺います。

答 原子力災害からの教育復興、さらには人口減少社会、グローバル化等の社会変容を踏まえ、それらに対応するための村の教育体制のあり方について、新年度に検討したいと思っています。その中で、小中一貫教育は有力な選択肢の一つではあります。形態が一様ではないこともありますので、村に適合する形態の研究も含め、教育効果を向上させつつ、併せて体制の効率化も検討できればと考えているところでございます。村で小中一貫教育に取り組むメリットとデメリットについては、前述の状況からして現時点で考えられるメリットとして、

- ・第1点目は、義務教育9年間を見通した系統的カリキュラムの編成が可能になること
- ・第2点目は、小中の児童生徒の

質 新役場庁舎建設計画は現在の役場庁舎は昭和45年に建設され、新役場庁舎建

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

異学年交流が多様になること
・第3点目は、小中教員の相互乗り入れ授業が可能になること等を通して、学力向上と小中段差の解消に効果が期待できるといわれております。

一方、デメリットとしては、
・第1点は、一貫教育の形態によつては校舎の増改築が必要になつて、新たな経費負担が生じる可能性があります。

このような場合には、県及び国をはじめとする関係機関と相談、協議してまいる所存でございます。

第2点目は、新しい制度を現場に落とし込んで、効果を確認できるまでは相応の時間を要し、先進地では3～4年を要した事例も聞いております。

以上が現時点で考えられる事項ですが、教育環境の魅力化を図り、かつ、子供たちを村全体で支える体制を検討し、少なくなつた子供たちを村の後継人材及び国内外で活躍できる人材として育成するとともに、若者や子育て世代の帰還や定住化の促進につなげて参りましたと考えております。

質 応急仮設住宅の供与終了に伴い帰村する人、子供の教育や病気などの理由でまだ帰れない人、戻らないと決心した人など、村民の動向が固まり復興も新しいステージに進むと思いますが、今後の村長の復興に対する最終目標とそれに向けた構想を伺います。

答 仮設住宅・借上げ住宅の供与期間の終了に伴い、帰村される方は399世帯、引き続き避難を継続される方は104世帯であります。そのほか未定の世帯が仮設住宅で21世帯、借上げ住宅で53世帯あります。このような状況を踏まえ最終目標考へると残念ながら震災前の村の人口には戻らないことが予想されます。したがつて、むしろ、この原発事故を逆手に取つて、与えられた環境や条件を決して困つたことだけにとらえず、一つでも二つでも、これらの村民の生活の組み立て、村の新たな復興を図つていくという考え方、どんな手段を講じても、かけがえのない「ふるさと」を未来

につなぐ、というしたたかさ、が必要であると考えています。
人口の減少及び超高齢化社会に適応させていくうえで、コンパクトな村づくりも選択肢の1つと考えております。

質 原発事故からの風評被害の払拭と新たな産業を根付かせ復興につなげるため、ワインブドウ栽培を立ち上げたと聞いております。

答 ワインブドウ栽培については、被災地支援の一環として、新たな農業の展開、六次産業化に貢献するとし、復興庁事業の「新しい東北」先導モデル事業の採択を受けた、社団法人日本葡萄酒進協会の取組に協力し、9種、2,174本を定植し実証栽培を実施しております。現地では101本が枯死しただけで、2,073本が順調に生育していますが、経過を見ながら川内の土壤にあつた苗木を選定し、29年度増殖に向けて観察していくたいと考えています。

今後の経過にもよりますが、ワイン作りに関しましては、単に地域特産品としての可能性を追求するだけでなく、村外に居住している川内村出身者に限らず、広く全国の若手人材に対する魅力的な事業となるよう戦略をたて、新規就農者等による若手居住者の増加を図るとともに、高品質なブドウ栽培を実践するための人材育成の仕組みを構築し、良質なワイン作り

質 ワインブドウ栽培計画は

答 ワインブドウ栽培については、被災地支援の一環として、新たな農業の展開、六次産業化に貢献するとし、復興庁事業の「新しい東北」先導モデル事業の採択を受けた、社団法人日本葡萄酒進協会の取組に協力し、9種、2,174本を定植し実証栽培を実施しております。現地では101本が枯死しただけで、2,073本が順調に生育していますが、経過を見ながら川内の土壤にあつた苗木を選定し、29年度増殖に向けて観察していくたいと考えています。



井出剛弘 議員

パラリンピックに合わせて川内産ワインを出荷する計画で日々努力されていると聞いております。この事業について村長の考えを伺います。

栽培面積を拡大し醸造所の設置も検討され、2020年東京五輪、

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

を目指す人材に對して魅力の創出を図り、村内におけるワイン製造事業の開始、定着に繋げたいと考えています。

自立支援施設の今後は

質 震災後、障がい者の自立支援施設としてサロン「どじょう」が立ち上がり、サービスを提供しているところですが、今年3月撤退されると聞いております。初めて村内にできた施設であり、利用者からの継続要望もあることから、今後も継続が必要と考えます。

答 サロン「どじょう」は、福島県が事業主体となり、「障がい者自立支援拠点整備事業」を活用し、平成25年度から「NPO法人 J in (じん)」が事業所となり運営されてきましたが、本年度で国の補助事業が終息することから、サロン「どじょう」は、3月末で撤退することになつております。しかし、村内にせつかり立ち上がった施設であり、利用者からも継続の要望があることから、村としても検討をしていたところ、

昨年度、村民の方から、新たにNPO法人を立ち上げて施設を運営したいとの申し出があつたことから、新たな施設として、引き続き継続されることになりました。

なお、新年度からの施設運営に係る財源等については、国や県と協議しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



新妻幸子 議員

質 風力発電事業について
昨年8月25日の全員協議会において、福島県の増田工務エネルギー課長、福島復興風力発電株式会社から5名出席され、風力発電の取組経過等について説明がありました。その後、村当局に対しこの風力発電事業にかかる状況説明があつたか。更に、風力発電に対する村長の所見を伺う。

答

8月25日以降、福島県から風力発電事業に対するの状況でございますが、福島県による阿武隈風力発電事業として、現在、阿武隈山系において3事業者が仮事業者として選定され環境影響調査に係わる手続きが行われております。3事業者のうち2事業者が村内への風力事業を計画するため調査事業の手続きを進めております。

1社が福島復興風力株式会社で、もう1社がJR東日本エネルギー開発株式会社です。福島復興風力株式会社は、浪江町津島地区から川内村に掛けた地域を候補地としており、JR東日本エネルギー開発株式会社は、本村の鬼太郎山付近を候補地としております。

福島復興風力株式会社におきましては、昨年の9月に方法書の告示・縦覧及び住民への説明会を実施しております。JR東日本エネルギー開発株式会社におきましては、方法書の告示・縦覧を3月6日より開始し、住民への説明会を今月16日に実施することを事業者より聞いております。

これまで本村としましては、原子力発電所事故後の国・福島県の方針を踏まえ実施しているイノベーション・コースト構想にも掲げ

られている再生可能エネルギー事業の太陽光発電事業については、推進してきたところであります。また、風力発電事業に対しては、現在国・福島県が積極的に推進している事業であり、今後各社とも法律に基づいた各種手続き、説明会が予定されています。しかし、村民への健康被害や村の景観や自然等が壊されるような場所への風力発電設備の整備については、慎重な対応をしてまいりたいと考えております。今後、住民説明会の状況を踏まえ、さらに議会との情報交換、協議を重ねながら判断して参りますので、ご理解を賜りたいと思います。

更なる医療体制の充実を

質 今年3月末日で仮設住宅の供用期間が終了となります。が、長い間避難生活を余儀なくされている村民の中には、家庭環境の事情により、老人だけの家庭も多く見られます。現在の医療体制では不安である事から、村長の今後の取組みについて伺う。

答 川内村国民健康保険診療所では、現在、震災以前の内科・歯科の2科目に加え、整形

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

外科、眼科、心療内科の診療を行い、また、内視鏡検査の専門医を派遣していただき住民の医療サービスの提供をしております。また、高齢者が村内外の医療機関を受診される場合には、村が社会福祉協議会に委託している「外出支援サービス」などを利用していただいて受診している現状です。

新妻議員がお尋ねの今後の取り組みについてですが、村診療所では、これまでの医療体制を維持しながら医療機器等の充実を図るとともに、専門医による良質な医療を提供して参りたいと考えております。また、近隣町の橋葉町には、昨年2月に県立大野病院付属「ふたば復興診療所」が開所し、富岡町には、昨年10月に町立「とみおか診療所」が開設され、「富岡中央医院」も今年4月に再開する予定であります。更に、双葉郡の二次医療の医療拠点として、「(仮称)ふたば医療センター」が来年4月の開院を目指して整備が進んでいるところであります。施設は、

病床数は30床を想定し、運営は県立医科大学の全面的な支援のもと、県立病院として設置されることが報告されております。

以上のように双葉郡内に医療機関が整備されつつあります。移動手段が無い場合は、「外出支援サービス」を活用いただき、医療機関での診療を受けていただきたいと考えております。



佐久間武雄 議員

風力発電構想について

質

福島新エネルギー社会構想

の決定により、原発被災地である阿武隈地域及び浜通り沿岸部を適地とし、阿武隈地域に総出力30万キロワット発電機が約90基、沿岸部に総出力52万キロワット発電機が約150基の大規模風力発電構想が進められておりま

答

さきほどの新妻幸子議員への答弁と同じ内容となりま

すが、建設に向けては、村民への健康被害や村の景観や自然等が壊されるような場所への風力発電設備の整備については、慎重な対応をしてまいりたいと考えており、議会と協議を重ねながら判断して参りたいと考えております。

この事業に対しても、福島県知事へ構想についての答弁と同様の内容となりますが、建設に向けては、村民への健康被害や村の景観や自然等が壊されるような場所への風力発電設備の整備については、慎重な対応をしてまいりたいと考えており、議会と協議を重ねながら判断して参りたいと考えております。

この事業に対する反対意見については、福島県知事へ構想計画段階配慮書及び環境影響評価方法書に対し、騒音、振動、低周波音、水環境、シャドーフィルター、電波障害の影響、放射性物質の影響、景観形成、動物、植物、生態系について充分な調

帰還・生活重建支援金給付事業について

質

今月の11日で原発事故から

6年が経とうとしております。本年は、福島県から仮設住宅及び借上げアパート等の補助が終了、また、全国で原発事故に対し起訴されている裁判、ADRの司法の判断が明白押しに出されます。未だに仮設、借上げアパートの入居者703名、村に帰る方、子供を頼つて村外に出る方、仕事や家庭の都合でその場で生活を継続する方、併せてこの事故によって避難先に住所を異動された方、この人達の生活重建が厳しい環境下にあります。そこで以下の件について伺う。



志田 篤 議員

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

①川内村帰還・生活再建支援金給付事業において、平成23年3月11日以降住戸異動をした方については、給付対象外とされましたが、その理由について伺います。

②川内村帰還・生活再建支援金給付事業において約3,000万円の余剰金が見込まれます。この余剰金を対象外とされた約270名に地域振興券として配布すべきと思います。その理由として、村長の避難の呼びかけによつて避難を余儀なくされた因果関係が明らかな事実である以上、その度合いによって金額が下がつたとしても地域振興券として配布すべきであり、帰還にむけての期待の高まりにも繋がります。

川内村帰還・生活再建支援金給付の目的は、福島県早期帰還・生活再建支援金交付要綱の趣旨によります、旧緊急時避難準備区域の解除から数年が経過しても、地域のブランドイメージが回復せず、村民が健康や摂取する農産物、子供の教育環境の不安や避難先の方が暮らしやすいなどの理由により、帰還が十分進んでいないことから、課題に応じた住民の帰還や生活再建に関する支援の取り組みを行う市町村が補助対象であります。本村としましては、県要綱の趣旨に基づき、本村の課題である、旧緊急時避難準備区域の帰村が十分進んでいないこと、川内村のブランドイメージが回復していないことから、早急に対象区域村民の帰村を促進し生活再建を支援し、併せて村内商工業の振興を図ることが必要であることから、平成23年3月に臨時会におきまして、川内村帰還・生活再建支援金給付に関する

条例を議決いたさ、事業を実施してまいりました。議員からのご質問につきましては、その都度お答えし、ご理解いただきご決議いただいたことと思つておりますので、同じ内容の答弁となります。

川内村帰還・生活再建支援金給付事業において約3,000万円の余剰金が見込まれます。この余剰金を対象外とされた約270名に地域振興券として配布すべきと思います。その理由として、村長の避難の呼びかけによつて避難を余儀なくされた因果関係が明らかな事実である以上、その度合いによって金額が下がつたとしても地域振興券として配布すべきであり、帰還にむけての期待の高まりにも繋がります。

川内村帰還・生活再建支援金給付の目的は、福島県早期帰還・生活再建支援金交付要綱の趣旨によります、旧緊急時避難準備区域の解除から数年が経過しても、地域のブランドイメージが回復せず、村民が健康や摂取する農産物、子供の教育環境の不安や避難先の方が暮らしやすいなどの理由により、帰還が十分進んでいないことから、課題に応じた住民の帰還や生活再建に関する支援の取り組みを行う市町村が補助対象であります。本村としましては、県要綱の趣旨に基づき、本村の課題である、旧緊急時避難準備区域の帰村が十分進んでいないこと、川内村のブランドイメージが回復していないことから、早急に対象区域村民の帰村を促進し生活再建を支援し、併せて村内商工業の振興を図ることが必要であることから、平成23年3月に臨時会におきまして、川内村帰還・生活再建支援金給付に関する

月11日に旧緊急時避難準備区域の住民基本台帳に登録されていた方で、平成28年5月1日の基準日に、住民基本台帳に登録されている方としたところであります。

川内村帰還・生活再建支援金につきましては、給付に関する条例に基づき給付しておりますので、対象者以外の方に給付することは困難でありますので、ご理解賜りたいと思います。

ると思いますが、村長の所見を伺います。

③事故繰越となれば、川内村の信頼を失うばかりか、村内外の関係者、村民にも迷惑が及ぶものと考えられます。発注者である

村長、そして受注したJVにもその責任はあると思いますが、村長の所見を伺います。

田ノ入工業団地造成工事の進捗と今後の見通しは

質 平成29年3月の工事完成を目指して努力されている村長及び工事関係者には感謝申し上げます。しかし、2月20日の議会全員協議会にて担当課長からの報告によれば、年度内完成は難しく、今後の継続についても事故繰越の選択しかなく、事故繰越が認められない場合、残工事費は村負担になるとの厳しい報告がなされました。このことを踏まえて、下記の件について伺う。

①田ノ入工業団地造成工事の完成に向けての今後の見通しについて、村長の所見を伺います。

②事故繰越となれば、工事契約不履行が考えられ、責任が問われ

答 田ノ入工業団地の造成工事の進捗状況等につきましては、機会あるごとに、議員の皆様にお伝えすると共に、この対応についてご協議させていただいたところでございます。

前回の定例会におけるご質問においては、「直前の進捗率は、全体の53%」と答弁をいたしましたが、これ以降、天候等に左右される影響も少なく、残土の処分が完了してからは、第6工区までの

造成基面も完了し、現在、7工区の基面整地や、それぞれの工区における、排水工事等の附帯施設工事を、鋭意進めているところであります。しかし、8月から度重なる台風、及び9月の長雨により流用盛土の遅れや村道の災害復旧工

一般質問

6名の議員が村の考え方を質す

事と重なり、交通事情による残土搬出効率の低下が要因となり、遅れた工程は現在も、取り戻すに至つておらず、2月末時点の工事の進捗率は、約70%で動いている状況でございます。

今後の見通しといたしましては、年度内の完成は極めて困難と判断し、残工事の経済性、並びに効率良く完成させるための選択肢として、事業の再繰越、つまり、事故繰越について関係省庁と協議中であります。

2つ目のご質問でございますが、事故繰越は、財政法42条による、「会計年度独立の原則」の特例として、認められる制度がございますが、これには、一定の条件と、繰越要因など、高いハードルもございますので、承認を受けるため、誠心誠意、これに取り組み、承認が下りた際には、工事の内容を精査し、工事費及び、工事期間の変更契約の手続きを行いたいと考えております。

3つ目のご質問の、「事故繰越に対する、発注者・受注者の責任の所在」ということでございますが、事故繰越は、ただ今申し上げ

ましたように、要件クリアがされれば、認められる制度でござります。工事の遅れにつきましては、村及び、請負者もそれぞれ懸念はしているものの、これまでご説明の進捗を妨げる、外部要因によるものが大きいと考えられ、発注者及び、受注者責任については、根拠を明確にすることは難しいと考

えられます。本村の財政事情を考慮し、今回の工事を交付金の対象とすることを優先させ、総合的に検討しますと、事故繰越が認められた場合においては、事業費が交付金対象となることから、現在おかれている現場の状況と向き合い、村としての役割を果たしてまいりますので、ご理解賜わればと存じます。

た、どちらを主に飲料水としていたか。



久保田裕樹 議員

飲料水安全確保対策 補助金事業について

質

飲料水安全確保対策事業補助金が交付された100件

の対象世帯及び交付再開について説明を求めます。

②交付前、沢水・湧水だけの世帯は何件か。
併用していた世帯は何件か。ま

答

- ③交付後帰村した対象世帯は何件か。
- ④補助金の他町村との整合性について。
- ⑤交付再開について。
- 以上5件について伺います。

平成25年6月に村内飲料水の水源調査を実施しております

ますがその結果では、沢水が73世帯、湧水が81世帯、併せて154世帯となっています。

補助金交付前、沢水・湧水に浅井戸を併用していた世帯数につきましては、飲料水の水源の調査としておりましたので、併用していた世帯の件数は把握しておりません。

補助事業を実施し、帰村した世帯は87世帯となっています。

風力発電事業の村の対応は

質

福島県が計画している風力発電事業に対して、村は今後どのように対応するのか伺います。

答

4番新妻幸子議員、7番佐久間武雄議員と同じ答弁となります。事業計画段階で福島県知事へ意見書の提出となりますので、村の景観や水環境、騒音などについての意見を提出するとともに風力発電設備の整備についても、慎重な対応をしてまいりたいと考えており、議会との協議を重ねながら判断して参りたいと考えております。

補助金の他町村との整合性につきましては、飲料水用の井戸掘削事業は東京電力の賠償によるものや福島再生加速化交付金により実施した町村等、それぞれの条例が違うので、一律に比較することはむずかしいと思われます。

交付再開につきましては、これまで放射性物質に対する飲料水への不安を取り除くことを要望して財源を確保し、事業を実施してまいりましたが、村単独事業での再開は難しいと思っております。

平成28年度 一般会計補正予算1議案が可決成立

平成29年第1回臨時会
2月20日開催

平成29年第1回議会臨時会は、2月20日開催された。今臨時会では、平成28年度一般会計補正予算1件が審議され、原案どおり可決成立した。

◆平成28年度川内村一般会計補正予算

可決された主な議案

既定の歳入歳出予算の総額に下川内応急仮設住宅を村営住宅に移行することに伴い、改修工事の設計委託料を増額し、総額87億908万9千円とした。また、地域振興券の換金残額1億5,500万円を繰越明許とした。

平成28年度一般会計補正予算と 工事請負変更契約締結3件及び専決処分の承認の5議案が可決成立

平成29年第2回臨時会
3月29日開催

平成29年第2回議会臨時会は、3月29日開催された。今臨時会では、平成28年度一般会計補正予算1件、工事請負変更契約締結議案3件及び専決処分の承認が審議され、原案どおり可決成立した。

◆平成28年度川内村一般会計補正予算(第8号)

可決された主な議案

- ◆工事請負変更契約の締結について(第16号 川内村総合グラウンド改修工事)
- ◆工事請負変更契約の締結について(第28号 川内村米備蓄倉庫建設工事)
- ◆工事請負変更契約の締結について(第58号 田ノ入工業団地造成工事)
- ◆専決処分の承認について(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例)

議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

<http://www.kawauchimura.jp/outline/gikai/>

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていないければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

◆請願書の書き方

①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印
②次頁から件名、請願の趣旨(理由)、請願年月日、請願者の住所氏名(請願者は複数でも可)捺印
③最後に、議會議長〇〇〇様と記載する

以上のような形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

（表紙）

議会議長	住所	氏名	平成年月日	何々
〇〇〇〇様	……	……	……	〇〇〇〇(件名) (議題の趣旨)

（表紙）

紹介議員	氏名	印
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇に 関する請願書

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はありません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことに陥りますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆請願と陳情の方法は…

